

○議長（金堂清之君） 11番、榊朋之議員。

榊議員は時間制にて質問いたします。

○11番（榊 朋之君）〔登壇〕 11番、近未来21の榊です。

本日は通告に従い、認知症対策についてを市長に、図書館のさらなる活性化について並びに職員の不祥事の際の対応と責任の所在についてを市長並びに教育長に、それぞれ時間制にてお伺いいたします。

初めに、認知症対策についてお伺いいたします。今回は、昨今なされております報道を踏まえて、認知症の対策として、周囲の理解促進、早期発見、予防の3点にスポットを当てて御質問させていただきます。

去る4月24日、名古屋高裁において、2007年に徘徊症状のある認知症の男性がJRの軌道内で電車にはねられ死亡した事故において、裁判官は、死亡した男性の家族に対して320万円の損害賠償をJRに対して支払うよう命じる判決を言い渡しております。判決によりますと裁判官は、重度の認知症であった男性の配偶者として、妻には民法上の監督義務があったと認定し、その上で、徘徊の可能性のある男性への監督が十分でなかったとしております。しかしながら、この男性は認知症が進行し、要介護4の状態であり、その妻も数年前の事故により脊髄を損傷し、要介護1の状況であったそうです。果たしてこの状況において、監督義務などが果たせるのでありましょうか。

現在、国の政策において、認知症等介護を要する方々に対する支援の制度として、介護保険制度が存在します。しかしながら当然のように、他の政策同様に国の財源は無限ではありませんので、こういった政策に関しても限りはあります。死亡した男性のように要介護4の状態であれば、月に金額にして30万8,060円までは介護等のサービスを10分の1程度の負担で受けることができますが、それ以上は全額自己負担となります。

認知症患者の症状に対するケアプランというものは、もちろんケース・バイ・ケースで一概にこれと言えものはありませんが、仮に御本人が要介護4で、加えてその同居する妻も要介護1という場合であって、この裁判官の言うところの監督義務を怠らないような、すなわち四六時中24時間、対象者から目を離さないようなケアプランを算出しますと、月々の自己負担は10万円を下らない金額になることが容易に想定できます。

この支払いを、一般的な収入の高齢者の御夫婦に求めるのでありましょうか。症状の進行した認知症の御家族を抱え、精神的にも御負担がかかっているところへ、さらに追い打ちをかけるような経済的な負担まで強いるのが法律の趣旨であるならば、現在国が打ち出している介護の制度は根底から崩壊しかねません。

この判決を受けて、介護に携わる多くの方からは、「現実問題として、いつ徘徊を始めるかもわからない人間を24時間監視するなどできるわけもない。外側から鍵でもかけろというのか」という、患者の尊厳を無視せざるを得ないような切実な御意見や、「最終的には、収入の少ない者には介護は無理」といった、後ろ向きの御意見までささやかれております。全くもって現在の社

会情勢や介護の現状をしんしゃくしない、無情な判決であると言わざるを得ません。

現在、我が国において約300万人の方が認知症の症状にあると推計されております。加えて、昨年1年間に認知症による徘徊が原因での行方不明者数は、警察が把握しているだけでも1万322人にも及び、そのうち258名もの方の所在が今もわかっていないという状況であるそうです。これはもう決して他人事では済まされない、まさに身近な社会問題です。

先ほども申し述べましたが、現行の介護保険制度の上限を超える部分について、理想を言えば、自治体はその全てを手助けできればそれにこしたことはございませんが、当然、人的にも、また財政的にも、自治体が無尽蔵にそれを行い得るわけありません。

その中であって、当市においては配食サービスや緊急通報装置の設置、高齢者・要介護者等台帳登録制度など、さまざまな制度を以前から実施いただいておりますし、また、昨年からは認知症地域支援推進員の配置を行うなど積極的な取り組みを行っておられますことは、十分に評価に値するものと考えております。

しかし、何よりも今後この現象と向き合っていくためには、まず、この症状についての正しい知識が何よりも必要かと考えます。今後、社会として高齢化が進み、誰もがこの症状に向き合わざるを得ない以上、認知症の基礎的な知識や症状等を個々人の問題ではなく地域全体で理解した上で、予防や早期発見につなげることこそが最も重要ではないかと考えますが、いかがでしょうか。現状での市民や地域に対する認知症の理解促進並びに予防、早期発見に向けての取り組み並びに今後の展望について、お考えをお聞かせください。

続きまして、図書館のさらなる活性化についてお伺いいたします。

現在、当春日市立図書館は、昨年度の来館者数を見ましても57万6,356名、蔵書冊数も約30万冊と、他の近隣4市1町と比較しましても、2位の市に来館者数で25万人以上、蔵書冊数で8万冊以上と大きく水をあげ、施設として十分にその機能を果たしていることが容易に数字からもうかがえます。

また、市民が図書館運営に直接かかわれる場として、図書館しゃべり場も実施され、その中から生まれた夜の図書館事業は、文部科学省が現在展開している図書館振興事業の一環である図書館実践事例集においても紹介されるほど、全国的に注目を集めております。私自身、昨年この事業のお手伝いをさせていただき、大変すてきな時間を共有させていただきました。

加えて、現在30以上にも及ぶ読み聞かせのボランティア団体が、当市の子どもたちへの読書習慣の普及、環境の向上に取り組んでおられるような市は、全国的に見ても非常に珍しく、まことに誇らしく頼もしい限りであります。また、この団体の関係者の方々からも、当市における全ての学校図書館への図書館司書の配置は近隣でも例がなく、当市の図書館行政への積極的な取り組みとして評価を受けているものであります。

間違いなく、これまでの図書館に求められてきた概念においては、当市の図書館は環境として、現在の段階において十分に、及第点のはるか上の点数を与えるにふさわしい、活発な運営を行っていただいております。

しかしながら、これからの図書館に求められる姿と照らし合わせると、いかがでございますでしょうか。未来のこれからの社会に求められる図書館の役割についての提言を見ますと、図書館は地域に根差した情報拠点であるべきとされ、住民の生活や仕事の課題を解決できる場であるべきとされております。また、そうあるために運営に関しても多くの住民の意見が取り入れやすい仕組みづくりがなされ、その帰結として機能を十分に発揮することで、図書館に多くの人が集う、そんな場所が理想とされております。これが記された春日市教育振興計画の「読書のまちづくりの推進」に向けて、現状での取り組みはいかがでありますでしょうか、お伺いいたします。

加えて、これを支える手段として、今年度の事業として既に予算計上されております、春日市小中学校図書館整備・活性化事業計画があるようです。その実態と、そこから導き出されるであろう効果につきましても、できるだけ詳しく御説明をお願いいたします。

最後に、職員の不祥事の際の責任の所在についてお伺いをいたします。

今さらではあります、去る5月8日、春日市の市立小学校長が麻薬所持の疑いで逮捕されるという、まさにあってはならない前代未聞の事件が起きておりますことは、行政の末端に携わる者といえども痛恨のきわみであります。この事件は地元地域の小学生は言うに及ばず、保護者、またコミュニティ・スクールとして学校運営に携わっていただいている地域の方々はもとより、市民、全ての住民の方々に多大なる御迷惑と御心配をおかけし、教育行政のみならず、市政全般に大いなる打撃を与える事件となりました。

しかしながら、最も守るべきは子どもたちの健全な教育環境であるという理念のもと、地元の皆様を初めとする全市民の寛大なる御理解と御協力を賜り、教育行政に携わる全ての者や市役所を挙げての一致団結した努力によって、当然、全てが以前どおりとはいかないまでも、これほどの短期間で、子どもたちが以前の平穏な学校生活を取り戻しつつあることに対しまして、心からなる敬意と感謝を申し述べるものであります。許されますならば、今後もお一層の御努力、お骨折りをいただきまして、以前以上に快適で健やかな子どもたちの教育環境の整備にお力添えをいただきますことを、切に希望するものであります。

間違いなく今回の事件はあってはならない、また子どもたちに見せてはならない現実社会の闇の部分でありましたが、その中にあっても、市長のお言葉をおかりしますならば、コミュニティ・スクールの底力とも言うべき一縷の希望を見出し得たのは、随分逆説的な結果ではあります、幸運なことでもあります。

しかしながら一方で、やはり今回の事件を受けて、冷静な検証も必要になってまいります。さきで開催されました非公式協議の場である全員協議会の席において、この事件に関する現場監督の最高権者である市長並びに教育長の監督責任並びに任命責任に話が及び、それについての報道もなされております。ここで正式に、現時点における今回の事件に関する管理監督並びに任命責任につきまして、どのようにお考えかお聞かせください。

以上、第1回目の質問とさせていただきます。御回答よろしくお伺いいたします。

○議長（金堂清之君） 井上市長。

○市長（井上澄和君）〔登壇〕 榊議員から、認知症対策についての御質問でございます。

最初に、議員の御発言にありました名古屋高裁での判決につきましては、認知症高齢者を介護する御家族を初め、介護にかかわる事業所、そして地域に大きな衝撃を与えました。私たちにとっても大変大きな行政課題として受けとめているところです。今後、このような事象もあることを踏まえつつ、国の動向も見ながら、認知症施策の推進、充実に努めてまいります。

まず、認知症についての理解促進と予防の取り組みについてのお尋ねにお答えいたします。

議員から御説明いただきましたとおり、認知症は脳の病気により脳細胞の働きが悪くなり、日常生活に支障が出ている状態を指しますので、早期に発見し、早期治療に結びつけることで、進行をおくらせたり症状を緩和させたりすることができます。また、周りの人が認知症を正しく理解し、適切な対応やサポートを行うことで、認知症の方の不安や混乱を取り除き、自尊心を持って、その人らしい安定した日常生活を過ごすことができるようになります。

そこで市におきましては、認知症に対する理解を深めるため、認知症医療講演会や、認知症の方やその御家族を支援する認知症サポーターの養成講座を開催し、その理解促進に努めているところであります。なお、認知症サポーター養成講座の修了者は現在554人に達しております。

認知症を予防するための取り組みとしましては、回想法や音楽療法、運動等を取り入れた脳の活性化プログラムを中心とした美脳トレーニングセミナー、音楽サロン、笑いで認知症予防など、より多くの高齢者に参加いただける内容の講座を、いきいきプラザや地区公民館において積極的に実施しているところであります。

次に、早期発見の取り組みについてのお尋ねにお答えいたします。

認知症の専門診療科は精神科であることから、受診に抵抗を感じる方が多く、早期受診に結びつけることが難しい状況があります。そこで現在、筑紫医師会と連携を図り、認知症を早期発見し重度化を防ぐための物忘れ相談事業を行っています。具体的には、身近なかかりつけ医を、高齢者本人や御家族からの相談内容から認知症の疑いのある高齢者等を把握し、適切な診断や治療につなげる物忘れ相談医として養成する等により、早期発見、早期治療ができる体制を整えているところです。

また、認知症地域支援推進員を平成25年度から南北2カ所の地域包括支援センターに配置し、御本人や御家族の相談を受けるとともに、医療機関や地域の支援機関との連携を進めており、早期受診が困難な方への支援にも取り組んでおります。

次に、今後の認知症対策への取り組みについてのお尋ねにお答えいたします。

厚生労働省によると、全国の認知症高齢者数は2010年は280万でありましたが、2020年には410万人で、65歳以上の10人に1人を超える割合、11.3%になると推計されています。このことから、認知症は誰もがなる可能性がある身近な病気であることを理解し、地域全体で支え、市民全体で取り組んでいく必要があります。

さらに認知症についての理解促進に力を注いでいくことはもちろんでございますが、認知症予防のためには閉じこもりを予防し、高齢者が地域の中に居場所と生きがいを見つけることができ

るような支援も必要であります。そのために行政と地域でさらなる連携の強化を図りながら、高齢者が集い、地域の中で楽しく介護予防を実施することができるような施策の充実に努めてまいります。そして、認知症になっても誰もが安心して暮らせるまちづくりを目指し、先進地の取り組み等も参考にしながら、総合的な認知症対策の推進に努めてまいります。

次に、職員の不祥事における対応についての御質問でございます。

今回の大谷小学校元校長の事件に関する管理監督並びに任命責任について、どのように考えているかとお尋ねにお答えいたします。

今回の事件に関しましては、山本教育長から、みずからの教育委員としての進退を含めての御相談をいただきましたが、私が強く慰留いたしました。確かに今回の事件は大変な衝撃を社会に与え、子どもたちや保護者の皆様、市民の皆様に大変な御心配をおかけいたしました。このことにつきましては、教育委員会だけではなく市全体の問題として重く受けとめているところでございます。一方、今回の事件は、いじめや体罰など教育行政の中で生じた問題ではなく、元校長個人の私生活にかかわる犯罪であり、その内容などからしても、山本教育長の教育委員としての進退をどうこうするという問題ではないと考えたところでございます。

なお、教育委員の任命権は市長にありますが、教育長の立場としては、教育委員会が任命権を持っております。職員が犯罪等を起こした場合に、当該職員に懲戒処分がなされる場合には、それとあわせて、その服務監督者の責任はどうかということを検討しなければなりません。今回も元校長の懲戒免職処分が発令されるのと時期を合わせて、当然、春日市教育委員会議の中において、元校長の服務監督者である教育長の懲戒処分の是非に関し、協議がなされております。

その協議結果については私も報告を受けておりますが、今回の事件は元校長の個人的犯罪である上、動機のいかんにかかわらず、覚醒剤保持が重大犯罪であるということは一般社会人としての常識であって、教育長の指導監督以前の問題であること、教育長が校長の覚醒剤使用を予見できるはずもなく、校長の問題行動をわかって放置したという事実もないこと、校長を初め教職員の任命権や懲戒処分の権限は福岡県教育委員会にあるという制度下において、元校長は1年前に春日市に配置されたばかりであること、事件発生後の教育長の指示、対応が迅速かつ的確であったこと、これらのことから教育委員会議では、教育長の進退や懲戒処分ということには至らないという結論になったということでございます。これらのことは、私といたしましても全く同感であります。

元校長は県費負担教員ですので、その任命権は福岡県教育委員会が持ち、春日市教育委員会としては服務監督の責任があります。職員の個人的な犯罪であれば、いかなる場合でも服務監督者の責任は問われないということでは決してありませんが、今回の事件に関してはさまざまな視点から考えて、教育長の責任を問うことはできないという教育委員会議の結論は、全く妥当なものであると考えております。

なお今後、今回の裁判に影響を与えるような新たな事実が出てくれば、その時点で必要な検討を行うことは当然のことと認識しております。

最後に、今回の事件を受けて、私が市政の最高責任者としてなすべきことは、この事件を教訓とすべく、覚醒剤の恐ろしさ、そして薬物乱用防止の重要性を全市民で共有するような取り組みを進めていくことではないかと考えたところであります。現在、我が国では覚醒剤などの違法薬物の乱用が大きな社会問題となっており、身近に起きた事件によってその深刻さが改めて浮き彫りになりました。そこで、本年を春日市における薬物乱用防止啓発強調年と位置づけ、警察などの関係機関、関係団体と連携した市民運動など、全市民的な取り組みを展開してまいりたいと考えております。

まずは6月23日から25日にかけて、市職員全員を対象とした薬物乱用防止の研修を実施いたしますとともに、各市民団体や関係機関に呼びかけまして、7月15日に薬物乱用防止の市民集会を開催するよう準備を進めているところでございます。議員各位におかれましても、ぜひ御参加、御協力いただきたいと存じますので、よろしくお願い申し上げます。

なお、図書館のさらなる活性化についてのお尋ねにつきましては、教育長に答弁をいたさせます。

○議長（金堂清之君） 山本教育長。

○教育長（山本直俊君）〔登壇〕 榊議員から、図書館のさらなる活性化についての御質問でございます。

初めに、議員におかれましては図書館事業への御参加、御利用を通して、いつも温かい御支援をいただいておりますことに対しまして、まずはお礼を申し上げたいと思います。

議員御案内のとおり、春日市民図書館は、同規模の公立図書館の中では来館者数も貸出数も多く、市民参加型の事業に対する評価を受け、本年3月に文部科学省が発行しました図書館実践事例集に、県内では小郡市とともに掲載され、先進的な図書館として紹介されているところであります。

それでは榊議員からの、春日市教育振興計画の中にあります「読書のまちづくりの推進」における施策目標の取り組み状況についてのお尋ねにお答えいたします。

まず、一つ目の施策目標である「誰もが図書館サービスを受けることができる環境を整備すること」についてであります。現在、週1回訪問している移動図書館のステーションは、市内16カ所に設置してありますが、市内において均等のステーションを設置できるよう、設置要望のあった箇所を含めて、増設等の見直しを平成27年度実施に向けて進めているところです。加えまして、市民図書館の利用が難しい高齢者や障がいのある方に対する図書館サービスの充実が検討課題であると認識しております。

次に、二つ目の施策目標であります「図書館の機能を充実させること」につきましては、調べ物相談や児童図書相談などの相談業務の充実を図っております。平成23年10月に相談カウンセラーを入り口付近に移設しておりますが、移設前には年間9,073件だった相談が、昨年度は2万5,878件と約3倍になりました。さらに文化財課と連携し、郷土資料を入り口付近に展示することで、郷土愛を育む環境の整備を行いました。また、今年度から雑誌スポンサー制度を導入して

おりますが、図書館資料充実のためのその他の手段として、寄附等の仕組みづくりを検討しております。

三つ目の施策目標であります「市民の図書館づくりへの参加を促進すること」につきましては、図書館運営に市民が参画できるよう、夜の図書館や一箱古本市、ビブリオバトル等の市民参加型の企画を実施しております。市民図書館内に設置したサポータールームを有効活用し、図書館をさらに魅力的な場所にするため、自主的に活動できるサポーターの育成が課題であると認識しております。

次に、市民図書館と学校図書館の情報管理システムの一体化の実態と、その効果についてのお尋ねにお答えいたします。

現在、市民図書館と学校図書館は別々のシステムで管理しております。学校図書館から市民図書館への貸出依頼は、事前の電話照会やファクス等で行っておりますが、本年12月の新システム導入後は、蔵書検索から依頼まで即時対応できるようになります。つまり、市民図書館31万冊と学校図書館22万冊の合計50万冊を一体的に管理運営することにより、市全体で一つの大きな図書館として、市民図書館と学校図書館間、各学校図書館間を問わず、どこの図書館からでも速やかに相互貸借ができるようになります。

なお、この新システムは、福岡県内市町村では小郡市に次ぐ導入となります。また、新システムの導入により、図書の直接発注など図書購入に係る業務の省力化が図られますので、図書館司書は相談と情報提供業務に多くの時間を割くことが可能となってまいります。

これからの図書館は、図書館司書をキーパーソンとして、人と人、人と情報をつなぎ、生活や勉強、授業、仕事に役立つ課題解決型図書館として、また地域に根差した情報拠点として、市民の積極的な参画による図書館運営を行う、そのようなまちづくりの拠点、我がまちの図書館を目指しております。

以上でございます。

○議長（金堂清之君） 11番、榊朋之議員。

○11番（榊 朋之君）〔起立〕 済みません、ちょっとですね、時間が足りませんので、大変申しわけない、早口で要点のみ質問をさせていただきたいというふうに思います。

まず、認知症対策について再質問を行わせていただきます。

まず、理解促進についてお伺いをさせていただきます。

認知症を引き起こす原因となる疾患には、幾つもといますか、これは60から80ほど種類があるらしいんですね。例えばその中で慢性硬膜下血腫でありますとか、正常圧水頭症、また胃の全摘手術後にまれに見られるビタミンB葉酸欠乏症等は、適切な対応をすれば回復する可能性が極めて高いと言われております。また、認知症の初期に見られるさまざまな症状の兆候に、いち早く本人また周囲の方が気づいて、早期の治療を始めれば、現在、新薬の開発も劇的に進んでおりますので、これも治すということではできなくても、とどめるということは十分にできるということでございます。

そういった意味からもですね、やはり認知症に対する正しい知識と理解の促進を、これは今後の来るべき超高齢化社会を見据えれば、全市民に対して行政が積極的に働きかけていく必要があるということだと思っております。御回答にもありましたように、現在、本市では認知症サポーター制度を、現在554名の方が講座を終えられているということでございまして、非常に喜ばしいことだと思っております。

ただですね、現在の先進地の状況はどうかということになりますと、当然、これは当たり前事情も全部違いますし、また数字だけを比べることが何か意味があるのかということも、当然あると思います。ただですね、一応、例えばなんですけども、熊本県、こちらを例にとりますと、現在、認知症サポーターは約18万人いらっやって、人口の約1割に上るということになります。

先ほども言いましたように、数字のレトリックにはまるべきではありませんけれども、やはりこういった事業に関しては、ある程度の数字の目標というものも必要になってくるのではないかなど。目標数字を定めて、今以上に積極的な講習会の開催を工夫すべきではないかというふうに思いますが、お答えをお願いしたいと思います。

あわせて予防についてであります、これも現在、美脳トレーニング等という形で開催をさせていただいております、私も講座を拝見させていただきました。もう皆さんで、講師の先生が非常に愉快ですばらしくて、参加されている方が非常に楽しく取り組んでおられるという姿勢、非常にほほ笑ましくて印象的でした。

ただですね、やはりこの予防トレーニングというのにつきましても、全国調べますと、それこそインターネットで調べますと、100も200も出てくるんですね。なおかつ最近では、新しいタイプのゲームというようなものもまたあるということでございます。まあ、幾つものですね、方法があるものでございますので、これを積極的にぜひ取り入れていただいて、開催場所、いきいきが一番のメインになっておりますけれどもですね、こういう部分もぜひ工夫をしていただいております、認知症対策に対する取り組みをぜひ進めていっていただきたいなと思っておりますけれども、いかがでございませうでしょうか。

○議長（金堂清之君） 白水健康福祉部長。

○健康福祉部長（白水和幸君）〔登壇〕 認知症対策についての再質問でございます。

認知症を正しく理解することが予防や早期発見につながると考えられることから、認知症サポーターをふやすため、目標数値を設定し、積極的な講習会の開催を工夫してはどうかのお尋ねにお答えいたします。

本市では認知症サポーター養成講座を平成24年度以前までに3回実施し167人が受講、平成25年度は5回で240人、平成26年度は現在まで3回で147人が受講し、合計554人が登録を行っているところでございます。平成26年2月に春日市でキャラバンメイトの養成を行い、メイト登録者がふえたことに伴い、今後はより一層、地域市民、企業などを対象に、さまざまな機会を捉えて、認知症を理解し支援するサポーターの養成に積極的に取り組んでまいります。なお目標数値につ

きましては、第6期介護保険事業計画において定める予定としておるところでございます。

次に、認知症の予防のための講座はさまざまなものを積極的に取り入れて、開催場所や回数をふやすなどの工夫が必要ではないかとお尋ねにお答えいたします。

現在、より多くの高齢者に関心を持って教室に参加してもらうことができるように、認知症に関してのさまざまな介護予防プログラムを創意工夫しながら実施しているところでございます。年々、認知症についての市民の関心度は高くなってきており、いきいきプラザで開催する事業は毎年度、定員を上回る申し込みがっております。

平成25年度の美脳トレーニングセミナーは、75歳以上と74歳以下の二つの講座をいきいきプラザで開催し、実人員で79人、延べ269人の参加がございました。また、高齢者が参加しやすいように、身近な場所である地区公民館での教室開催にもより一層積極的に取り組んでいるところでございます。

現在、各自治会や老人クラブから講座の開催依頼があった場合には、地区講師派遣事業として、介護福祉士や保健師などの専門講師の派遣を行っているところでございます。平成25年度には認知症に関する講座の講師派遣は37回で、1,181人が受講されました。

また、平成25年度は脳の若返りセミナーを9地区で開催しており、本年度は認知症予防のための音楽サロンを14地区で順次開催していくところでございます。特に高齢化率が高い泉地区、それからちくし台地区などは、本年度のモデル地区として指定し、力を入れて支援を行っていく予定としております。

認知症の予防プログラムにつきましては、地域公民館において、「笑って認知症予防」や「お手玉で認知症予防」など、ゲームやレクリエーションなど楽しく参加ができる脳の活性化プログラムを積極的に導入し、実施しているところでございます。

今後はさらに自治会との連携を図りながら、より多くの高齢者に認知症予防についての関心を持ち、積極的な参加を行っていただけるよう、居場所づくりや生きがいづくりとしての取り組みもあわせて行いながら、認知症施策の充実に向けてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（金堂清之君） 11番、榊朋之議員。

○11番（榊 朋之君）〔起立〕 はい、ありがとうございます。非常に積極的に取り組んでいただいているということでございまして、感謝を申し上げますし、また今後もぜひですね、さらなる積極的な取り組みをお願いしたいというふうに思っております。

次に、現在社会問題として大変大きく取り上げております新聞のことも、発表といいますか御紹介しましたけれども、徘徊に起因する問題について質問差し上げたいと思います。

この件に関しても、現在、当市では行方不明者に対する情報をメールで流していただくなど、取り組みをしていただいております。ただですね、やっぱり大変残念なことに、この情報をいただいて、その後どう対処すればいいのかということについては、多分、受け取られた方もですね、ほぼその方策を持ち合わせていないんじゃないのかなというふうな気がいたしております。

そこです、徘徊による行方不明者の捜索訓練というものを一度実施されてみてはいかがかなというふうに思うところであります。これは大牟田や、昨年北九州市でも行われておりますので、御存じの方も多と思いますけれども、行方不明者が出た場合に、どういった機関から情報をどういった機関に流し、それぞれに役割分担された方々がどのように動くかをシミュレーションしていくということ、これは大変有意義なことじゃないのかなというふうに思います。多分、1回目には想定していた以上のですね、さまざまな問題が露呈するというふうに思われますけれども、それこそが訓練の意義であります。

これはまさに確率論の話です、確率論の話なんですけれども、人生が生きていて震度7以上の地震に遭遇する確率、これよりもはるかに、自分ないしは御家族が認知症で徘徊の症状等になるという確率のほうが高いんですね。そのことを考えればですね、やはり身につまされる問題であるということを思えばですね、また冒頭でも紹介しました裁判の事例もあります、重大な事態になる前に行方不明者を発見できる地域としてのシステムづくり、これを構築するためにはですね、ぜひ一度開催を検討されてみてはいかがかなというふうに思っております。

幸いにして春日市の場合、他市に誇る住民活動の核としての自治会というものもございます。これらに御協力をいただければ、見事なネットワークの構築というものも可能かと思っておりますので、これはぜひ健康福祉部だけではなく、地域生活部にもぜひ、一言でも結構でございます、御協力いただく話であろうかと思っておりますので、御回答をよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（金堂清之君） 白水健康福祉部長。

○健康福祉部長（白水幸君）〔登壇〕 徘徊による行方不明者の捜索訓練を実施してはどうかとお尋ねにお答えいたします。

大牟田市の一地域で、徘徊SOSネットワーク模擬訓練と称して始められた、一般的に徘徊模擬訓練と呼ばれるこの訓練は、大牟田市の事業となって報道等でも取り上げられております。県内では北九州市でも実施されており、本年度は筑紫野市でも実施されるというふうに聞いておるところでございます。議員御指摘のとおり、模擬訓練を実施することにより認知症への関心が高まり、理解を広め、ネットワークの構築にもつながる効果があると考えます。

この実施に当たっては、先日実施されました春日市総合防災訓練などと同様に、地域において、認知症であっても同じ地域に住む者としてその尊厳を保持し、支援し、つき合っていく、認知症による不幸な事故を防いでいくという、市民の中での機運の盛り上がり大きな力になるものと考えるところでございます。したがって、地域の協力や関係機関との調整も必要と考えますので、先進事例を研究し、関係所管とも連携、協議をして、しっかり検討してまいりたいと考えております。

なお、本市においては行方不明の徘徊高齢者の捜索を広く協力依頼するため、本市のあらゆる情報を現在発信しております総合情報メールをいち早く利用しておるところでございます。登録者は現在4,000名近くおられます。また、この情報メールで徘徊高齢者の情報を早く正確に発信するため、徘徊高齢者・要援護者等事前登録制度を実施しているところでございます。現在90名

の方が登録をしておられます。

最近、福岡県防災メール「まもるくん」や、福岡市の「捜してメール」による、徘徊による行方不明者の捜索への協力依頼が実施されております。高齢者の徘徊が一つの市区町村にとどまらないことから、情報発信の広域化を目指して、福岡市その他近隣市町との協議、調整を重ねております。まずは、メールによる相互情報発信が間もなく実現できるようでございます。今後さらなる連携や協力体制の仕組みづくりを充実させてまいります。

以上でございます。

○議長（金堂清之君） 喜島地域生活部長。

○地域生活部長（喜島克三郎君）〔登壇〕 徘徊による行方不明者への取り組みに関するお尋ねでございます。

既に健康福祉部長、そして議員からも御案内のとおり、既に10年前、平成16年度から、総合情報メールの前身であります防犯メールを活用いたしまして、地域生活部と、それから健康福祉部、あわせて警察が連携をしながら、この徘徊による行方不明者の捜索に取り組んでまいりました。この取り組みにつきましては、引き続き本年4月以降、新設されました安全安心課が引き継ぎをいたしまして、同時に高齢課が事前登録制度なども活用しながら、両部が連携をして総合情報メール登録者に直接捜索依頼を行っているところでございます。

一方、大牟田市の徘徊模擬訓練の取り組みのように、人の目を通した見守り体制の確立には、地域の皆様の御協力が不可欠なところから、公民館で実施いたします認知症予防プログラムの実施や、さきに申しあげましたメールによる捜索依頼などの、また捜索訓練の取り組みなどがありましたら、議員御指摘のとおり、地域コミュニティの中心である自治会や自治会連合会の事務局的立場としての地域づくり課が、いわゆる関係所管として連携し、後方支援あるいは側面支援をしていくことは当然のことであると考えております。

○議長（金堂清之君） 11番、榊朋之議員。

○11番（榊 朋之君）〔起立〕 はい。どうかですね、ぜひ具体的に御検討に入っていただければというふうに思っております。少なくとも桜ヶ丘の老人会会長は「いつでもやってよかばい」というふうに申し上げておりますので、ぜひ進めていただければというふうに思っております。

本当はもっと、実はいろいろとお話ししたいことがこの項目でもあったんですけども、ちょっと時間がございませんので、大変申しわけない、最後に要望になりますけれども、認知症は当然、究極的には薬の投与等を伴うという医療の専門分野であります。

最も代表的であるアルツハイマー型認知症、これは先日ネットでちょっと見ておりますと、PETってございますですね、あのがん検診でも知られております。まあ、正式には陽電子放射断層法と言うそうでございますけれども、これで脳を見ますと、発症前に発見することも可能になってきているということなんですね。

治療法についても、先ほどもちらっと触れましたけれども、日々非常に進化をしてくれているようでございますので、どうか行政の皆様におかれましてはですね、先進的な認知症に対する医療

について、専門機関とよく御協議をいただき、これを積極的に取り入れていただきまして、市民にとって年をとられても安心して暮らせるまちづくり、何よりも認知症にならないですね、そういう健康づくりに取り組んでいただきますようお願いを申し上げます、この項目の質問を終わらせていただきます。

○議長（金堂清之君） 答弁要らん。

○11番（榊 朋之君）〔起立〕 いいです。

○議長（金堂清之君） はい、なら次をお願いします。

○11番（榊 朋之君）〔起立〕 続きまして、では図書館の件について再質問をさせていただきます。実はこの問題につきましては、これも本当に時間をたっぷりかけてですね、お話ししたかったんですけども、3問目を急に足したもんですから、ちょっと時間がなくなってしまいました。まず、読書のまちづくりの推進について質問をさせていただきたいと思います。

これに実は大きく関係するだろうなということですね、学校図書館と市民図書館との情報管理システムの一体化ということについてもお伺いをいたしました。これは図とかで実は示していただくと非常にわかりやすいのかなというふうには実は思うんですけども、多分ですけども、本来は、要は全ての学校図書館と市民図書館がお互いに縦方向、横方向で、情報のやりとりだけではなく蔵書のやりとりも全て可能になると、そういった環境づくりのための事業であるというふうには、まず理解させていただいてよろしいのかなというふうに思っております。

となればですけども、極論になろうかとは思いますが、最終的には市民の皆さんがいつでも一番近くにある学校図書館を訪ねれば、情報や蔵書のやりとりが行われているわけですから、市民図書館にまで足を運ばなくてもよくなると、そういう夢のようなことが理論的には可能になってくるのかなというふうに考えていいのかなと思っております。であればですね、現在の移動図書館の機能を補って余りある、それこそ夢のような、いつでも行ける身近な図書館が地域にあるという状況になるのかなというふうに思うんですけども、これについてはいかがでございませうでしょうか。

○議長（金堂清之君） 中野社会教育部長。

○社会教育部長（中野又善君）〔登壇〕 榊議員の再質問にお答えいたします。学校図書館を訪れれば市民図書館にまで足を運ばなくてもよくなる、これが理論的には可能かとお尋ねでございます。

新システム導入後は、学校図書館においても市民図書館と同様に、蔵書検索から貸出依頼までシステム上で即時対応できるようになりますので、あくまでも理論的にはでございますが、学校図書館における市民の利用は可能だと考えております。

しかし、現在の学校図書館は児童生徒のための図書館として機能しております。したがって、将来的に地域に開放された図書館を目指すためには、学校教育部であつたり学校現場との調整が当然に必要なまいります。こういった課題がございますので、まずは手始めとして、今年度は新システムを導入して、学校図書館と市民図書館との情報連携から図っていききたいとい

うふうに考えております。

○議長（金堂清之君） 11番、榊朋之議員。

○11番（榊 朋之君）〔起立〕 はい、理論的には可能であると。ただし各種条件等、幾つか超えるべき問題があるということでございます。これはぜひ具体的に、これも御検討いただきたいというふうに思います。

そこで、そういった条件面での整備が進めば進むほどなんですけれども、やはりですね、ソフト面での仕掛けが必要になってくるのではないのかなと。これが、「市民の図書館づくりへの参加を促進する」ということがこれに当たってくるのかなというふうに思っております。

この話をするときには避けては通れない、全国的な先進地として脚光を浴びているのが、佐賀県の伊万里市民図書館ですね。御存じでしょうけれども、ここでは1,000名を優に超える図書館サポーターが、図書館の実建てかえの際にまで意見を幅広く出されてかかわっておられるということで、現在でもですね、年間に150日以上にも及ぶイベント、この中では合唱ですとか楽器の演奏、また、ぜんざいを振る舞うというような日まであるというんですね。こういったものですね、市民のほうから提案をしていただいて、市民図書館を盛り上げていらっしゃるということでございます。

ぜひですね、こういったサポーターの養成に今以上に力を入れてみられてはいかがかなというふうに思いますけれども、いかがでございますでしょうか。

○議長（金堂清之君） 中野社会教育部長。

○社会教育部長（中野又善君）〔登壇〕 再質問にお答えいたします。伊万里市民図書館のようにサポーター養成に今以上に力を入れてみてはどうかのお尋ねでございます。

今御紹介がございましたように、伊万里市の市民図書館は、建設の10年前から市民団体である「図書館づくりを進める会」が発足しておりまして、開館後にはこの団体が「図書館フレンズいまり」というふうに名称を改め、伊万里市民図書館を守り育てることを目指す友の会といたしまして、協力と提言、これを旗印に、図書館のパートナーとして活動を展開しておられます。すばらしい活動でございます。

で、そういった活動なんですけれども、文化も土壌も春日市とは全く異なりますので、いきなり伊万里市民図書館をまねをしようとしてもですね、このレベルにおいてはもう水準が随分違っております。したがって、かなり無理がございます、正直。したがって、教育長答弁でも紹介をいたしました、既存のイベントの継続、それから新しい発想で市民参画型の促進策、こういったものを検討いたしまして、地道ではありますが、サポーター制度の養成、それから増員、これを目指してまいります。

○議長（金堂清之君） 11番、榊朋之議員。

○11番（榊 朋之君）〔起立〕 はい。まあ当然、御回答いただきましたように歴史的な背景の問題もありますから、一朝一夕に他市の取り組みを導入することができないのも当然であります。ただし、やはり参考にして一切問題があるものでもないというふうに思いますので、春日

市は春日市のやり方で結構でございますので、ぜひ、この市民参加の仕組みづくりをより一層お進めいただきますようお願いをいたします。

次に、私からのまた提案になりますけれども、やはり図書館の活性化ということになると、何よりも図書館を多くの方が利用していただいて、多くの本を読んでいただく、調べ物をしていただくということが何よりも重要になってくると思うんですね。ただしですよ、やみくもに「もっと図書館を利用しましょう」でありますとか「本を読みましょう」と、具体的な提案もなくですね、目的が明確にならないままで叫び続けても、やっぱりこれ、聞くほうもおもしろくないと思うんですね。

そこで、冒頭での質問でのお答えをいただいた、「これからの図書館は、図書館司書をキーパーソンとして」という部分、これが私、大変な重要なことになってくるんじゃないのかなというふうに思っているんですね。時間があれば、ゆっくりその事例をそれぞれ御紹介したかったんですけども、現在、春日市民図書館にいらっしゃる図書館司書の方々、大変優秀ですよ。先日、私ちょっと……。ああ、もう時間がないか。ちょっとですね、調べ物がしたくて、「ちょっとこれこれについての本を出してくれないか」というお願いをいたしました。15分ぐらいの間に十数冊の本を出してきて、70カ所ぐらいに附箋を打っていただきました。もう、これほどのですね、知識を持っていらっしゃる、本に対しての知識を持っていらっしゃる方が、見識豊かで、知の巨人と呼ぶにふさわしい方がですね、三十数名いらっしゃるんですね。これを利用しない手というのは、私はないと思っております。

でですね、ちょっとここで紹介をしたいのが、現在、公益財団法人図書館振興財団が開催している、「図書館を使った調べる学習コンクール」というものがございます。これはですね、まさに読んで字のごとくでございます、グループでテーマを決めて、それについて図書館にある本を使って調べ物をして、その研究発表を発表しましょうというものなんですね。ちょっと格好つけてつくってみました。こういうやつで、子ども向けにも非常にわかりやすく書いてある図解のポスターもあったりするんですね。

で、これはですね、実に図書館を今以上に利用していただくインセンティブになるんじゃないのかなというふうに思っております。ただですね、現在このコンクールは全国規模で行われておりますので、昨年の実績で5万件を超える応募がっておりますので、現実問題すぐにですね、入賞というのは難しいということになると、モチベーションが保ちにくいかもしれない。ならばですよ、春日市でこれに似た、図書館を使った調べるコンクールという形を開催されてはどうかというふうに思っておるんですね。

参加資格は市内に住まわれている方々であれば、小学校のクラスでも老人会でも、まさにどんな方であってもいい。みんなで競って調べ物をしていただいて、それをまとめていただく。当初は当然、調べるといっても何をどのように調べりゃいいのかわからないというふうに迷われると思うんですけども、そんなときこそ、さっき言った図書館司書の方に御相談いただければ、見事な本を多分提示していただけると思うんですね。

みずから疑問に思ったことをみずから調べていくと。これは多分、学校教育の現場においても大変重要なものである自主性というものを育てるきっかけにもなるでしょうし、また老人の方もこうしていただく、御高齢者の方もしていただくということになれば、先ほどの認知症予防の話ではありませんけれども、生涯学習という意味においてもつながってくる。それほど大きな予算をかけずにですね、実行ができる事業ではないのかなというふうに思っております。こういった仕掛けをですね、ぜひ御検討いただきたいというふうに思います。先ほどの学校図書館の運営面での条件整備という点ともあわせてになりますけども、ぜひこれは教育長に、申しわけございません、御回答いただけたらと思います。よろしく願いいたします。

○議長（金堂清之君） 山本教育長。

○教育長（山本直俊君）〔登壇〕 先ほど御提案いただきました、図書館を使って調べるコンクール、まさにこれは生涯学習の目から見た一つの大きな、しかもそれは図書館を活性化させる大きな一つの手法だと考えられます。こういうことを含めまして、本市においても図書館のさらなる活性化の実現に向けての具体的な方策についてですね、検討していきたいと考えております。

また、学校図書館の運営上の課題としましては、長期休業中の休館や図書館司書の勤務時間などが挙げられております。今年度、情報管理の一元化を行い、学校図書館司書の研修等を通して、学校図書館のさらなる活用の仕方についてですね、研究していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（金堂清之君） 11番、榊朋之議員。

○11番（榊 朋之君）〔起立〕 はい。ぜひ前向きに御検討いただければと思います。お願いいたします。

この件の最後になりますけれども、市長、気分を害さずに聞いていただきたいんですけども、大変残念なことに、この数年、市民の関心は他市と比べましても、紹介したように、比べて極めて高いのに、図書購入予算は横ばいで抑えられております。何もですね、ベストセラーの新刊を、まさに貸し本事業よろしくふやせと言うつもりはございません。ただ、先ほどから申しておりますように、市民にとって間違いなく必要であると、図書館関係、また司書の方が考えておられる本というのは、多分、幾らもまだあるはずだと思うんですね。

加えて、市民参加型の図書館にするということにしても、ちょっとですね、もうちょっと図書館自体のさまざまな仕掛けに対応できるような柔軟な予算措置がなされますと、それは間違いなく市民の文化レベルの向上にも結びつくのではないのかなというふうに考えておるところでございます。ぜひこの点、市長に御一考いただきたいと思いますが、いかがでございますでしょうか。よろしく御答弁お願いいたします。

○議長（金堂清之君） 井上市長。

○市長（井上澄和君）〔登壇〕 先ほどから榊議員の図書館に対する思い入れの熱さと、みずからボランティアとしていろんな事業に御参加をいただいたというお話を聞きまして、本当に頭が下がる思いでございます。

今御指摘いただきましたけれども、調べ物を通してのさまざまな事業を広げていく、そのことがやっぱり春日市のまちづくりにもつながっていく。これは一市民の調べ物だけじゃなくして、やっぱり行政も図書館を活用して、市民の皆様方にいろんなことを情報を広げていこうという感覚も持っております。それが今、一つの大きな春日市のコンセプトにもなってきております。

そういうことをおっしゃっていただいた中で、図書購入予算の現状の維持が続いておるということ、あるいは柔軟な予算措置をすべきじゃないかという御指摘をいただきまして、非常にこれはまた胸の痛くなる思いでございます。まあ、何というふうにお答えしていいのか、図書の購入予算につきましては、今、御承知のように市としてもさまざまな大型事業が山積しておるものですから、こういったものをやっぱり見通しながら、今、苦慮しておるところでございますけれども、そういったこともしっかり受けとめて考えていきたいというふうに思っております。

また、先ほどからの議員の図書館に対する熱い思いもお伺いいたしまして、共感する部分も非常に多くございます。また柔軟な予算措置につきましても、独自に雑誌スポンサー制度の導入など、図書館職員の自主財源の確保に向けた努力に報いることや、そのことがやっぱり職員のモチベーションを向上させるような配慮がぜひ必要だということも考えておりますので、そこはしっかり捉えてまいりたいというふうに思っております。

まあ、こういったことも踏まえて、春日市が目指す我がまちの図書館というものを推進していくために、必要な環境整備を検討してまいりますので、どうか御理解いただきますようお願いいたします。

○議長（金堂清之君） 11番、榊朋之議員。

○11番（榊 朋之君）〔起立〕 大変前向きな御回答ありがとうございました。部長もそういう御回答でございますので、ぜひ頑張って、再度また職員を鼓舞していただければというふうに思っております。

先ほどから何度も申し上げておりますように、現在、春日市の図書館には既に、大変有能で優秀な職員がそろっております。これを有効活用しない手はないと。そのことが間違いなく図書館のさらなる活性化へつながると考えております。ぜひ今後もさまざまな取り組みを、まあ当然、手探りですので失敗もあろうかとは思いますが、正解のない問題ですので、ダイナミックに施策の推進をいただきますように、関係する皆様をお願いをいたしまして、この項目の質問を終わらせていただきます。

それでは続きまして、最後の項目に入らせていただきます。職員の不祥事における対応についてということでございます。

これにつきましては、先ほど市長が御答弁いただきましたように、この件では職員が起こした犯罪などについて当該職員に懲戒処分がなされる場合に、その服務監督者の責任はどうかということが一番問題になるところだと考えております。実際、その意味で質問させていただきましたので、踏み込んだ御答弁をまずいただきましてありがとうございました。

現在、常識としてですけれども、法令遵守や社会的責任という概念、これは当然存在します。

これについて、公務員はもちろん、その構成員が憲法を初めとする各種法律に対して指導監督をする、ともすれば取り締まる立場にある役所、いわゆる行政はですね、これを厳守すべき立場にあるということは、今さら申し上げるまでもありません。ただ、昨今これに違反した事件に関してですね、官公庁は民間企業に比べて対応が甘いというような批判をよく耳にいたします。

じゃ、今、一般の私企業はどうかということなんですけれども、過去において企業は利益のみを追求する余り、ともすればそういったものがおざなりにされる体質があったんですね。ところが数十年前だったと思うんです、有名なスポーツメーカーのナイキ訴訟というのがございまして、ここら辺からですね、非常に利潤を追求する私企業であっても、社会を構成する法人格を持たされている以上、存在する多くのステークホルダー、これは社員でありますとか株主、消費者、あえて言えばこれは社会全体に対してなんですけども、公的責任を持つべきであるというふうにされまして、どの企業であってもコンプライアンスでありますとかCSRに大変大きな力を入れているんですね。

これが守られていない、もしくは実行されていない企業というのは、社会での存続が難しいというよりも、あり得ないということになっております。組織自体やその構成員が不祥事を犯した場合、すなわちコンプライアンスがおろそかになっているわけありますから、その際にとるべき対応によってCSR、社会的責任を果たさなければならないということになってくるんですね。

組織ぐるみで何かの不正を行った場合、これは近年を例に見れば、食品の偽装問題などが例として挙げられますし、余り引き合いに出したくはありませんけれども、今回のような教育行政の現場で起きた事例で言うのであれば、例えば校内で起きた暴力事件を長期間にわたって放置した、もしくはその調査等を行うべきであったにもかかわらず、これを隠蔽ないし実際に行わなかったと、こういった行為が発覚した際には、当然のように、直接的にそれを引き起こした構成員だけではなく、現場の管理監督者の責任というものが問われるであろうし、問われなければ社会的な責任を果たしていないということになります。

では、今回のように組織ぐるみでの犯罪もしくは不当行為ではなく、その中の一個人が起こした犯罪に関してはどうかということになります。人事院事務総長からの懲戒処分の指針というものがございまして。これは最終改正が平成20年4月1日ですので、十分に先ほどから申し上げている社会の情勢を加味したものになっていると思われませんが、その中では公務員の代表的な懲戒処分の標準例として、大きく四つの分類を行っております。一般服務関係によるもの、公金官物取り扱い関係によるもの、公務外非行関係によるもの、飲酒運転・交通事故・交通法規違反関係によるものの四つです。

では、今回起きた春日市における事例はその中のどれに当たるのかといえば、3の公務外非行関係の(10)麻薬・覚醒剤等の所持または使用というのがございまして、この中で、麻薬・覚醒剤等を所持または使用した職員は免職すると明記をしてあるんですね。ここで明確に今回の案件について、公務外非行関係というふうに明記をしてあります。

この項目に列挙してある他の例は、放火、殺人、傷害、暴行、けんか、器物破損、公金官物を

除く横領、それから窃盗、強盗、詐欺、恐喝、賭博、酩酊による粗野な言動等、淫行、痴漢行為という、言ってみれば純然と刑法を初めとする諸法律で禁じられている、いわゆる刑事犯罪になります。これは簡単に言いますとですけども、業者から賄賂を受け取っていたとか、公金を横領した、また虚偽の記載による休暇の申請をたびたび行っていたという、職務に密接に関連する事案とそれ以外を明確に区分してあるということなんですね。

今言いましたような職務に密接に関連する事案の場合は、それを例えば見過ごしていたということでありまして、それを行い得る体制の改善に着手しなかったであるといった場合においては、当然、管理監督者の管理不行き届きが問われる場合があります。しかしながら今回の場合は、例えば休日に職員が万引きをしたでありますとか、家庭内暴力で家族にけがを負わせたという場合には、あくまで職員個人の資質の問題であって職場との関連がない。そういった個人の問題にまで、組織はもちろん管理監督者の責任を迫るのは不可能であるとして、責任は及ばないとするのが法律の一般的な解釈であるようです。

これは現実的な問題として当然ですね、例えば平成23年の統計では、日本での1年間の犯罪検挙者数は、大変嘆かわしいことではありますけども、実に148万760件に及ぶんですね。これらの犯罪者の全てにかかわる組織の管理監督責任を問うということになれば、間違いなく日本社会は崩壊しますよ。すべからず全てのトップは常に引責辞任等を強いられるということになります。

冒頭に、私企業において現在コンプライアンスやCSRの概念は極めて重要視されているというふうに述べましたが、だが、であってもなんですね、社員に対して規範意識の向上等と、まあ向上・強化ですね、という意味における教育は積極的に行うべきであるというふうにされてはおりますけれども、当然のことですけれども、社員個人々人には守られるべき人権やプライバシーがありますので、この中に立ち入ることはむしろ越権行為であり、そのことがむしろコンプライアンスに違反しているということになるんですね。

すなわち、現在の経営学会の見解としても、個人々のプライベート、プライバシーにまでガバナンスは及ばないというふうにされております。であるならば、その不祥事を起こした人間を厳正に処分することで、そのことがすなわち社会的な責任、つまりCSRを果たしたということになります。

加えて申し述べますと、これらのいわゆる刑法犯罪は社会的道義に照らすまでもなく、まさに一般常識としての重大な違反行為であります。当然、裁判においてその罪や量刑が問われることになり、その際に動機のいかんは司法の場において情状酌量等でしんしゃくされることはあります。しかしながら、麻薬にかかわる犯罪の場合、判例を見ても、初犯である、もしくは他人から強要されたこと以外での動機による情状酌量はないんですね。これは他の犯罪を例にするのであれば、泥棒を働いた人間や、ひどければ通り魔がですね、その動機として、「私が貧乏なのは社会が悪い」でありますとか、「自分に冷たい社会に復讐したかった」というようなよмай言を言ったところで誰も相手にしないのと同様で、いかに環境が過酷であったと主張したとしても、麻薬を使用した動機としてそれは全く●リョウニン●されないということです。

加えて当然のように、このことは今後、事件が司法の場に移り審議される以上、警察や検察と
いった何の取り調べの権限を持たない当市のような組織が行い得る調査の対象でもありません。

したがいまして、これらの理由から客観的に、かつ今申し述べましたように理論的に判断をい
たしますに、市長御答弁のとおり、今回の件に関して現時点における市の対応は極めて適切であ
り、加えて服務監督者である教育長の懲戒処分につきましては、これに一切当たらないというこ
とは火を見るより明らかであり、自明の理であります。

しかしながら、なぜこれほど明瞭な、簡単な答えが導き出せる問題の対応に当たって、先ほど
市長答弁にもありましたが、教育長は進退を含めた相談、すなわち進退伺を出されたというふう
に聞き及んでおりますが、それはどうしてだったのでございますでしょうか。経過並びに対応に
ついてお伺いをいたします。

○議長（金堂清之君） 山本教育長。

○教育長（山本直俊君）〔登壇〕 非常に理路整然と、非常に詳しく深いところまで追及してある
なと思って、非常に頭が下がります。

今回の事件について私が進退伺を出したと聞いているが、その間の経過、対応についての御質
問にお答えいたします。

私は今回の事件に対しましての責任問題は、多少時間が経過し、学校現場が落ちつきを取り戻
してから、次に考えることであるという認識を持っておりました。その時点はまだ、任命権者で
あります福岡県教育委員会の元校長、松原に対する処分発令前でありました。いずれ処分発令が
あれば、それと並行して、服務監督権者として、また教育委員会事務局長としてどうあればよい
かを問われることは、当然のことです。このことから、元校長の懲戒免職処分決定後に、
私、教育委員としての進退等を含めて、任命権者である市長に相談したわけです。

一般的に考えられる私の選択肢については、教育委員会の服務監督責任が大となればなるほど、
当然、自主退職か、懲戒処分か、給与の自主的返納・自主的減額であろうと申し出たわけであ
ります。しかし市長は、それには当たらないと解釈判断され、教育委員会で協議することとな
ったわけです。その結果については市長が述べられたとおりです。

教育委員会議におきましては、教育長の責任、懲戒処分の対象にはなり得ないと結論づけられ
ましたが、その後、今後の対応について協議が行われました。その内容は、今回の事件を契機と
して、プラスの方向で協働のまちづくりの核となるコミュニティ・スクールをさらに発展させる
ことに力を傾注することが、非常に重要ではあるということでもあります。

加えて、二度とこのような事件を起こさないという決意をあらわすために、これまで春日市で
薬物乱用防止教育に御尽力いただいている春日市青少年育成市民会議に少しでも役立てていた
だくため、教育委員全員で幾らばかりかの現金を寄附させていただくことになりました。あわせ
て、薬物に対する正しい認識を確立するための全教職員研修を実施することとなったわけであ
ります。

以上です。

○議長（金堂清之君） 11番、榊朋之議員。

○11番（榊 朋之君）〔起立〕 はい。御回答いただきました経過と今後の対応ですね、また加えて決意といったものにつきましても、お伺いをさせていただきました。いただきましたが、まあ、若輩者の私が教育長のような人生の大先輩にこういったことを申し上げることが、不遜、不敬のきわみであることを重々承知の上で、大変申しわけありませんが、あえて苦言を呈させていただきます。

今回教育長がとられた、みずからの役職に対して執着、固執せず、おのれの首を他人の評価に預けるという行為が、日本人が模範とすべき潔いものであるという点において、何ら私も異論があるものではありません。本来であれば喝采を浴びるべき、見事な身の処し方であると思います。ただし、それはまさに先ほど私がる申し述べました、組織が密接に関連した不祥事が発生した際の管理監督者としての身の処し方ではないでしょうか。今回の件に関して、その責任が組織並びに監督責任者に及ぶべくもないということは、明々白々でございます。

今回その判断を委ねた教育委員会において、極めて常識的な、かつ論理的な判断が行われたということは、まことに喜ばしいことではあります。これは全くの仮定の話になりますけれども、仮に間違った判断がですね、なされていれば、最終的に、教育長の任命に関して承認を行った議会にもその責任は及ぶということになります。

当然のように、組織が密接に関連した重大な事件が起き、その管理監督責任が議会において承認されたものに及ぶ場合に、議会としてその責任をとるということは、全くやぶさかじゃありませんし、むしろとるべきだと思っております。ただ、今回のような、何度も申し上げておりますけれども、個人がその職務と結びつかない私的な立場で、社会通念上最も忌むべき行為に、犯罪に手を染めたという場合において、その責が議会にまで及ぶということは、絶対私としてはお断りをしたいと思っております。

今回、間違いなく教育行政全般の信頼を揺るがしかねない事件が起きましたし、市民の皆様にも多大なる御心配と御迷惑をおかけしました。ただ、ここで絶対に間違わないでいただきたいのは、それを起こしたのは誰かという主語ですよ。これは間違いなく、現在逮捕されて身柄を勾留されている現時点においての容疑者その人でありまして、決して教育長でも教育委員会でも、ましてや他の教員や行政職員でもない。むしろ皆さんは、その対応に奔走させられた被害者ですらあるんじゃないのかなと私は思っております。

今回の教育長の御判断は、確かに美しい日本の古きよき伝統であるところの身の処し方であると申し上げましたが、それよりもむしろ、冒頭でも申し上げましたとおり、多くの関係者の皆様の絶大なる御理解と御協力をもって収束に向かいつつある現状ではありますけれども、全く以前のままというわけには当然いけないと思います。加えて言うならば、例えば市長、また並びに教育長からの御答弁にもありましたように、薬物使用の根絶という一点をとってしても道半ばであるはずでございます。

であるならば、教育長におかれましては、どうかこれまでどおりのですね、類いまれなるリー

ダーシップを今後もいかに御発揮いただきまして、春日市の教育行政を力強く引っ張っていただきますよう、まあ身分をわきまえず、大変生意気な言い分ではありますがありますけれども、お願いを申し上げるものでございます。教育長、よろしくお願いをいたします。

最後になりますけれども、私も昨年、脱法ハーブと、この問題を議場で取り上げさせていただきましたように、禁止薬物を使用した際の悪影響につきましては、大変強い関心と危惧を持っております。入り口はちょっとした好奇心からの使用であっても、果ては幻聴、幻視、幻覚や禁断症状に支配されて、もがき苦しむそのさまはですね、もうまさに人間の尊厳を根底から否定する、悪魔の薬であると断言できます。

ぜひですね、この根絶のためには、当局による取り締まりはもとより、何よりも薬物乱用防止の啓発に社会全体が努めていただくということが最重要課題でありますので、ぜひこの取り組みをことし単年で終わらせることなく、市としてこのことに全力を挙げ、継続的に取り組んでいただきますようお願いを申し上げまして、私の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。